

基本的な考え方

高齢者、障害者等が利用しやすい客席（車いす使用者用の客席の確保等）、舞台の構造、設備（客席や袖から舞台に上がることができる経路の確保等）に配慮する必要があります。

また、車いす使用者をはじめとする様々な利用者に対し、視野の確保が重要になります。映画館や競技場等、建物の用途・利用実態に応じて、客席空間の勾配・客席の配置を検討することが求められています。

その他、多様な利用者を想定し、区画された観覧室等の設置や乳幼児連れ利用者用にベビーカー置き場を設けるなどの配慮も必要です。

参考

(意見公募対象外)

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席又は舞台を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。	—	
(1) 車いす使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に2以上設けること。	—	12-1 12-2 12-3
(2) 次に掲げる経路を確保すること。 ア 出入口から車いす使用者用の客席に至る経路 イ 車いす使用者用の客席及び袖口から、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する舞台に上がることができる経路	—	12-3
(3) (2)に掲げる経路の1以上は次に掲げるものであること。 ア 車いす使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。 イ 段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。 ウ 傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	— — —	12-2 12-3 12-3
(4) (1)に掲げる車いす使用者用の客席は、1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。	—	12-2

(参考：関連条文) 規則別表第5 (12の項)

図12-1 客席の整備例

♥客席の座席番号、行、列等の表示は、わかりやすく読みやすいように配慮する。

♥上映時間以外は客席の照度を十分確保する。

♥段差について、必要な箇所に転倒・転落防止のための手すりを設ける。



車いす使用者用客席の数

整備基準 12-(1)

- 車いす使用者用客席は、2席以上設ける。

♥ 総客席数が200を超える場合には、車いす使用者用客席を1パーセント以上設けることが望ましい。

舞台周辺のスペース

- 舞台周辺のスペースには次に掲げる設備を備えることが望ましい。
 - LED及び液晶等の電光掲示板等の文字情報を表示するための設備
 - 手話通訳者の動作が容易にわかるような照明設備や適切なコントラストの背景幕及び要約筆記者の作業スペースやパソコンと液晶プロジェクター等の設備
 - 手話通訳者・電光掲示板への視線の確保に配慮し、聴覚障害者用の座席の位置を決めることが望ましい。



年齢や障害によっては大勢の人がいる場に疲れを感じるため、ついたてなどで区切られた休憩スペースがあると安心でいる人もいます。

隣の人や周りが気になって落ち着いて鑑賞することのできないときに、区画された観覧室があると助かる人もいます。



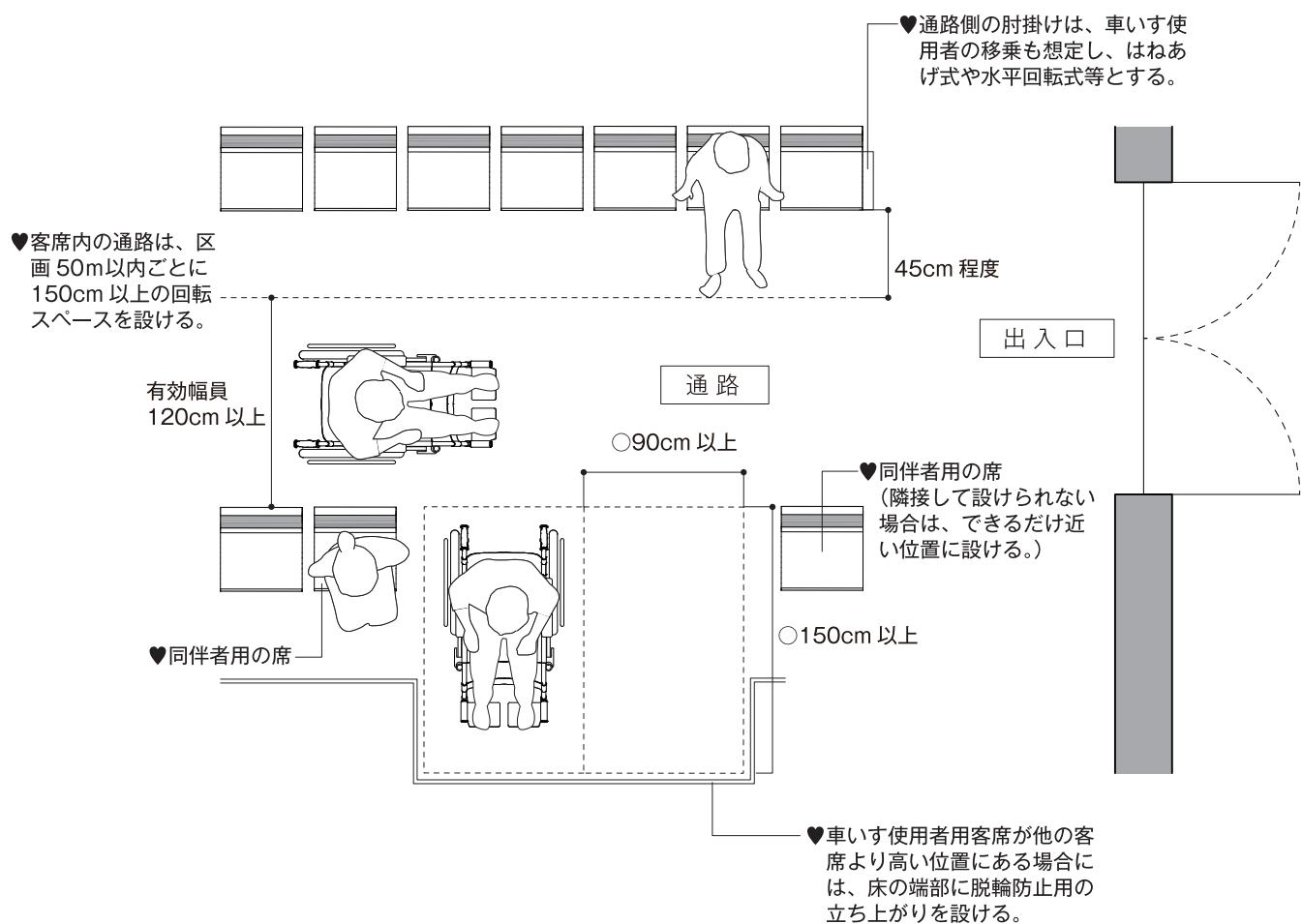
区画された観覧室の整備例

子育て中の方の声

子どもを連れてきた際に、客席でなかなか泣きやまず困っていたところ、親子観覧室を案内され助かりました。



図12-2 車いす使用者用客席まわりの整備例



車いす使用者用客席の位置及び構造

整備基準 12-(1)、(4)

・車いす使用者用客席は、観覧しやすく、出入口から到達しやすい位置とする。

- ♥ 車いす使用者用客席に隣接して同伴者用の席を設けることが望ましい。
- ♥ 車いす使用者用客席の前後には、容易に出入り及び転回が可能なスペースを設けること望ましい。
- ♥ 多数の車いす使用者の利用が見込まれる場合は、固定式のほか、可動式の客席・観覧席を整備し、必要な際に、車いす使用者用客席・観覧席とすることが望ましい。

♥ 前面の客席・観覧席よりもレベル差を大きく設け、車いす使用者のサイトライン（可視線）を確保することが望ましい。

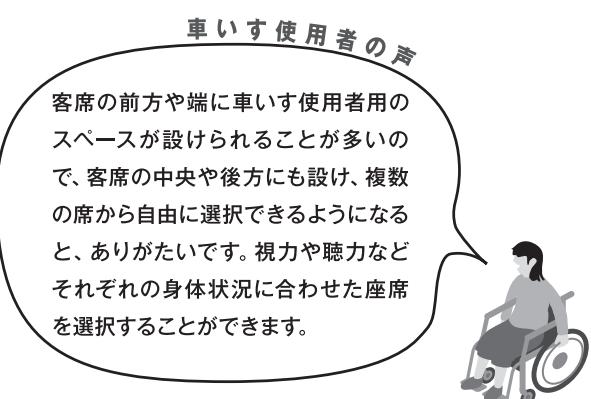
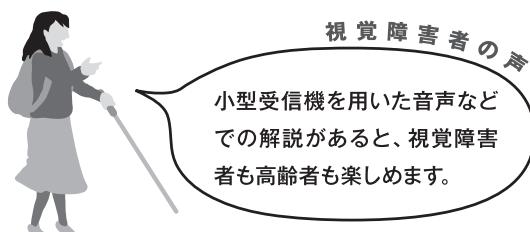
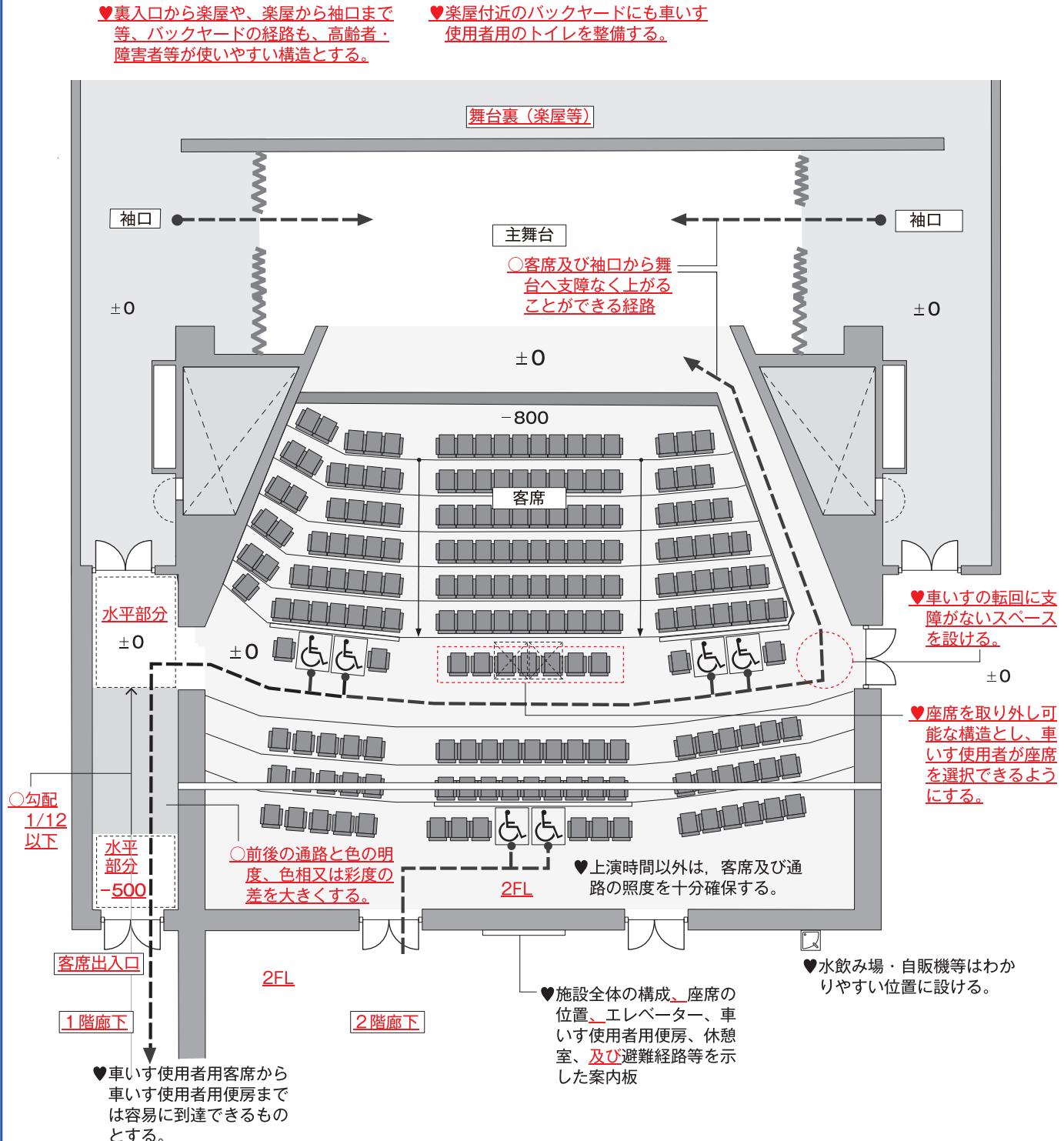


図12-3 高齢者・障害者等の利用者に配慮した動線の確保などの例



舞台

整備基準 12-(2), (3)

- 客席及び袖口から舞台へ支障なく上がることができる経路が必要である。
- 舞台から楽屋や通用口へ至る経路についても、円滑な移動に配慮したものとすることが望ましい。

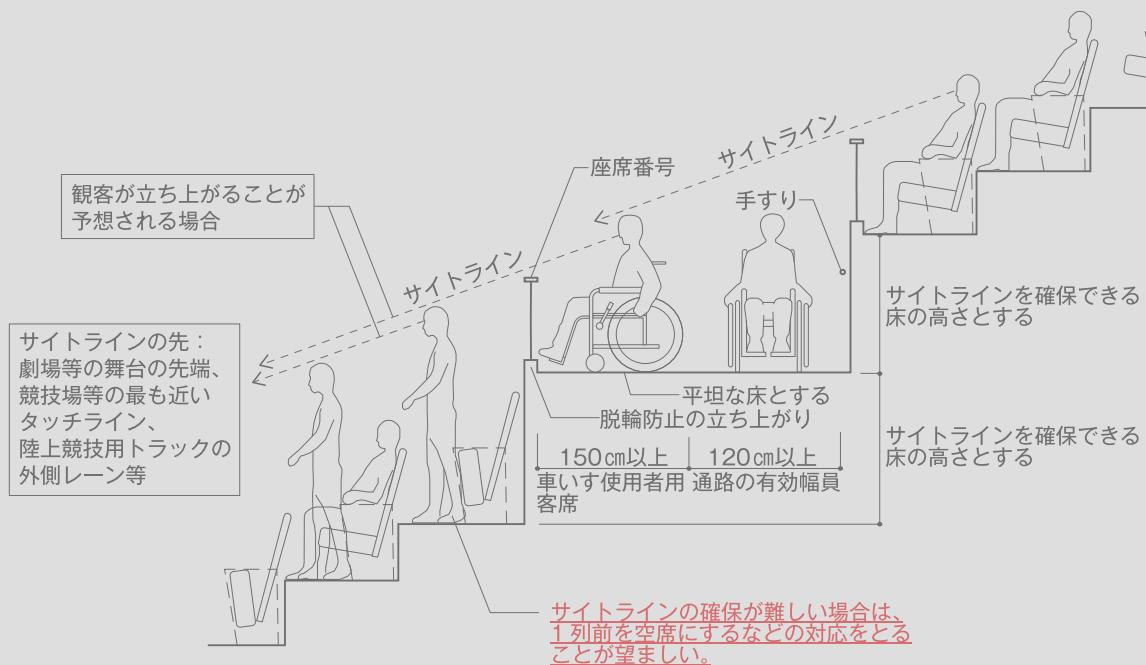
サイトライン（可視線）

サイトラインとは、客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して対象（舞台やスクリーン、競技スペース等）を見るために遮られるべきでない、視野の限界線のことをいいます。

眼高がとりわけ低い車いす使用者のサイトラインも想定する必要があり、車いす使用者用客席・観覧席は前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保することが重要です。さらに、車いす使用者用客席・観覧席の前面に設ける手すりの高さについても、サイトラインの確保に支障がないよう配慮が求められます。また、車いす使用者用客席・観覧席と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保することも有効です。

客席や観覧席を有する施設の構造等も様々であるため、それぞれの状況に応じたサイトラインの確保の工夫をし、全ての人が鑑賞や観戦を楽しめる環境を整えることが重要です。

車いす使用者用客席・観覧席からのサイトラインを確保できる整備例



出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3年3月）を基に作成

車いす使用者の声

映画館の車いす使用者用のスペースは一番前が多く、映画が見づらいです。

逆に、劇場やコンサートホールでは一番後ろが多く、前の人方が立つと見えなくなってしまうことがあります。



身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬法により、「国、地方自治体、公共交通事業者、不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者などは、公共施設や交通機関、不特定かつ多数の者が利用する施設において、補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴を拒んではならない。」とされています。

「こころのバリアフリー」(横濱ジェントルタウン俱楽部)より

盲導犬

目の不自由な人を街なかで、障害物を避けながら安全に誘導するのが仕事です。
体にハーネスというハンドルをつけているのが特徴です。



介助犬

からだの不自由な人の手足となって働きます。
ドアを開けたり、電気をつけたり、落としたものを拾ったり、指示されたものを持ってきたり、障害に応じて活躍します。



聴導犬

耳の不自由な人に音を知らせます。お湯の沸く音、ドアのチャイム、電話やFAX、車のクラクションなどを聞き分けて伝えます。



補助犬同伴の啓発のためのマークがあります。

マークを店舗や施設の入り口に表示することで、補助犬使用者が安心して補助犬を同伴できるとともに、周囲の人たちへの意識啓発にも役立ちます。

公共施設や公共交通機関などの中には、補助犬用のトイレを設置している施設もあり、ハード面からのサポートも進んでいます。

